

三陸防災復興ゾーンプロジェクトシンボルマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「三陸防災復興ゾーンプロジェクトシンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてシンボルマークは、別表に掲げるものをいう。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、岩手県に属するものとする。

(使用の申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、県、市町村、三陸振興協議会委員が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室長(以下「室長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、室長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) シンボルマークの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他室長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第5条 室長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、三陸防災復興ゾーンプロジェクトの目指す姿の実現に寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をするものとする。この場合において、室長が必要と認める場合には、シンボルマークの使用法その他について、条件を付することができる。

2 室長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(様式第3号)を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書(様式第5号)を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第6条 シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、室長は許諾しないものとする。

- (1) シンボルマークを立体として表現したもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 三陸防災復興ゾーンプロジェクトの信用又は品位を害するものと認められる場

合

- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) シンボルマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) シンボルマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) シンボルマークの著しい変形その他シンボルマークの使用方法が適当でないと認められる場合
- (10) シンボルマークの使用の申請書をした者が下記の項目に該当する場合
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦ 上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (11) その他、シンボルマークの使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第 7 条 シンボルマークの使用許諾の期間は、特に期間を定めず、使用許諾を受けた日以降継続して有効とする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用許諾において別に定める期間とする。

（使用料）

第 8 条 シンボルマークの使用は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 9 条 第 5 条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第10条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式第2号)を室長に提出し、室長の許諾を受けなければならない。

2 室長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第11条 室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他シンボルマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 室長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 室長は、使用者にシンボルマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について岩手県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 岩手県は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 岩手県は、シンボルマークの使用を許諾したこと、不許諾したこと又は取消

したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、岩手県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、シンボルマークの使用に際して故意又は過失により岩手県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を岩手県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 15 条 室長は、シンボルマークの使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興が行う。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 8 年 3 月 23 日から適用する。